

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成30年3月市議会提出分③）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関し、所要の規定の整備を図るものです。	平成30年 3月議会 議案 第44号	パブリック コメント	H30.1.30 ～ H30.2.28	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	高齢福祉課 089-948-6388
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、就労定着支援等に関し、所要の規定の整備を図るものです。	平成30年 3月議会 議案 第45号	パブリック コメント	H30.1.25 ～ H30.2.23	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	障がい福祉課 089-948-6407
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの御意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。